

名古屋東 労働基準広報

No.712

2024年9月号

令和6年9月1日発行(毎月一日一回発行)
通巻712号

未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」
「動く」「大器に」「細やかに」「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ、常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知郡東郷町大字春木字蛭池1番地
電話(0561)38-1111(大代表)
営業所 大阪・広島・関東
ISO14001認証取得
ISO/TS16949認証取得
<http://www.togoh.co.jp>

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。
(※原則、労働基準協会会員会社で名古屋市近郊の事業場)

<最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育
- ・低圧電気取扱者特別教育
(開閉器の操作業務のみ)
- ・化学物質管理者講習(1日) 他



上記以外もぜひご相談ください。

名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909
Fax 052-883-3586
E-Mail kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行
発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会
電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586
(印刷所: (株)鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)



四日市コンビナート 撮影者:古東十朗

目次 CONTENTS

各種講習会のご案内	1	愛知県最低賃金が10月から1,027円に改訂予定	11
名東署管内災害発生状況	3	はい、こちらは企業の労働110番です	12
愛知県死亡災害速報	3	愛知県最低賃金が10月から1,077円に改定予定	13
労災保険上乘せ制度のご案内	3	「令和5年度雇用均等調査」結果の公表について	14
愛知労働局管内死亡災害発生状況	4	名古屋東労働基準協会が「安全経営あいち@賛同事業場」に登録	15
着任のご挨拶 愛知労働局長	5	公正な採用選考を行いましょ	16
全国労働衛生週間を迎えるにあたって 愛知労働局長	6	あなたのせき、本当にかぜですか?もしかしたら、	17
全国労働衛生週間 愛知労働局	10	結核かもしれません	17
監督署長のつぶやき	11	令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催	18



健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クロム・赤外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通
7丁目16番1

TEL(052)821-0010

検診車

胸部検診車、胃部検診車、
乳がん(マンモグラフィ搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車



MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラル クリニック

名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL(052)587-0311



国際セントラル クリニック

名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL(052)561-0633



和合セントラルクリニック

愛知県東郷町大字春木
字白土1-1884

TEL(052)805-8000



老人保健施設 和合の里

愛知県東郷町大字春木
字白土1-395

TEL(052)807-1500



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設

医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL(052)821-0090(大代表) FAX(052)824-0655

<http://www.central-cl.or.jp> / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR
REGISTERED
Cert No. 11100
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック

☆東海診療所(名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登録(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登録(23-44)

一般財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

☎052-602-4747

FAX 052-602-6821

名古屋東労働基準協会 主催・受付

・【名古屋東労働基準協会】のホームページからお申し込み願います。

講習会名 ・ 開催月	2024年												2025年			受講料	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	会員	非会員			
一般建築物石綿含有建材調査者講習会			20・21			25・26							40,000	45,280			
安全衛生推進者養成講習会*	11・12		6・7		7・8		10・11			5・6		17・18	14,850				
衛生推進者養成講習会*						2						3	9,570				
化学物質管理者講習(1日)		10		23		6			11				15,000	17,000			
保護具着用管理責任者		9		22			10	20					15,000	18,500			
安全管理者選任時研修	25・26			10・11		18・19		20・21		15・16		12・13	17,800	19,800			
職長等の教育(製造業等)*		15・16	11・12	16・17		9・10			16・17			4・5	14,700	18,800			
職長・安全衛生責任者教育(建設業)*		20・21	17・18	29・30			28・29				12・13		15,500	19,800			
特別教育 雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育	9												7,020	8,860			
雇入れ時安全衛生教育*							2						7,300	9,500			
自由研削といし特別教育	23			19				21					9,260	11,610			
動力プレス特別教育				9・11			16・17			21・23	18・20		12,120	15,380			
・ 低圧電気取扱者特別教育(1日・実技あり)			14			10						○	8,350	10,490			
低圧電気取扱者特別教育(2日・実技あり)		14・15		4・5			22・23						19,800	22,000			
高圧・特別高圧電気特別教育(2日・学科のみ)								28・29					14,250	18,330			
衛生教育 アーク溶接特別教育			18・19・21									4・5・7	16,800	19,800			
足場組立て等特別教育*	11			2			15			24			7,100	9,000			
フルハーネス型特別教育*	24	17		4		20		22		10		19	9,500	11,500			
テールゲートリフター特別教育													8,800	11,800			
等 酸素欠乏等危険作業特別教育*				1			25		11				8,400	10,500			
ダイオキシン類特別教育				12									7,330	9,160			
粉じん作業特別教育*					2			27			14		7,300	9,200			
携帯用丸のこ盤従事者安全教育*				3							7		7,300	8,900			
振動工具取扱作業安全衛生教育*							9						7,300	8,900			
フォークリフト従事者安全衛生教育*				8			30						7,700	9,700			
職長・安全衛生責任者能力向上教育*				24									8,100	10,100			
衛生管理者受験準備勉強会(1種)		13・14			5・6					2・3			17,820	22,000			
衛生管理者受験準備勉強会(2種)		13			5					2			11,610	14,660			
説明会等 全国安全週間説明会			4・5										用品代2,000				
全国労働衛生週間説明会						4・5							用品代2,000				
労務管理研修会									10				無料				
労災保険実務研修会											○		無料				

※講習会等は状況に応じて日程変更等あります。

*主催：(一社)名古屋南労働基準協会
受付：名古屋東労働基準協会

2024年11月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転(31H)	11月	1	3・10・17	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F北名古屋	32,650円	
			5・6・7	ポーラ名古屋ビル	NSB東海(車×)		
			6・7・8	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
			8・11・12	ポーラ名古屋ビル	NSB東海(車×)		
		8	13・14・15	ポーラ名古屋ビル	NSB東海(車×)		
			18・19・20	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
		18	19・20・21	ポーラ名古屋ビル	NSB東海(車×)		
			21・22・25	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
			26・27・28	ポーラ名古屋ビル	トヨタL&F白金		
		ガス溶接技能		20	23		
酸素欠乏・硫化水素 作業主任者	14・15		18	アイプラザ半田	アイプラザ半田	17,910円	
			19	アイプラザ半田	アイプラザ半田		
有機溶剤作業主任者		28・29		アイプラザ半田		13,780円	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者		21・22		ポーラ名古屋ビル		13,780円	
プレス作業主任者		27・28		ポーラ名古屋ビル		13,340円	
石綿作業主任者		12・13		ポーラ名古屋ビル		13,280円	
鉛作業主任者		6・7		ポーラ名古屋ビル		13,170円	
ショベルローダー運転		18	25・26・27・28	豊和工業	ポリテクセンター	53,370円	
テールゲートリフター	6	6		アイシン教育センター	アイシン教育センター	会員 14,000円 非会員 16,000円	
	25	25		アイシン教育センター	アイシン教育センター		
【化学物質製造事業場向け】 化学物質管理者(学科2日)		18	19	ポーラ名古屋ビル		会員 25,000円 非会員 30,000円	

まずは名古屋東労働基準協会へお電話(052-882-3909)下さい。

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和6年発生分）

令和6年7月末日現在

業種	7月末日現在	累計		前年同期	業種	7月末日現在	累計		前年同期	
		(1)	(2)				(1)	(2)		
製造業	10	(1)	44	(1)	52	建設業	9	(1)	35	40
内			6		9	運輸交通業	7		31	25
食料品			1		1	陸上貨物業	1		6	4
織維			1			商業	12	(1)	64	86
木材・木製品			1			金融・広告業	6		29	18
製紙・印刷		(1)	2		4	保健衛生業	20		72	132
化学	3		4		7	接客娯楽業	13		42	39
窯業・土石製品	1		2		1	清掃業	8		27	(1) 30
鉄鋼・非鉄金属			3	(1)	1	その他の事業	8		40	51
金属製品			4		7					
一般機械	1		4		5					
電気機械	1		2		3					
輸送用機械	2		9		7	合計	94	(3)	390	(2) 477
その他の製造	2		6		7					

(注1) 休業4日以上 の 死傷病報告受理件数を表す。
 (注2) 死亡者数は () 内に外数で表わす。(最新把握件数)

死亡災害速報（7月）

愛知労働局

7月分の死亡災害速報はありません。

労災保険上乗せ制度のご案内

政府労災の上乗せ保険（労働災害総合保険）

「中部労働基準協会連絡協議会」の100円労災は

近年増加する企業の労災賠償リスクから会員様をお守りします。

★優良割引50% 団体割引20%

★「使用者賠償責任保険」がセット可能

★保険金は事業主に直接お支払い

★1名あたり1カ月100円で最高2,834万円の死亡保険金

（事業種類60 A型の場合）

加入団体	公益社団法人 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438 〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F
取扱代理店	エフピーサポート株式会社 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル8F 担当：川崎、齋藤 問い合わせ：QRコード *お問い合わせ内容詳細に「100円労災について」と記載のうえ送信ください。 担当者より折り返しご連絡させていただきます。
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 名古屋支店法人支社 TEL 0570-086-222 FAX 052-963-9021 〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-2-2-21 損保ジャパン名古屋ビル9F

このご案内は概要を説明したものです。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

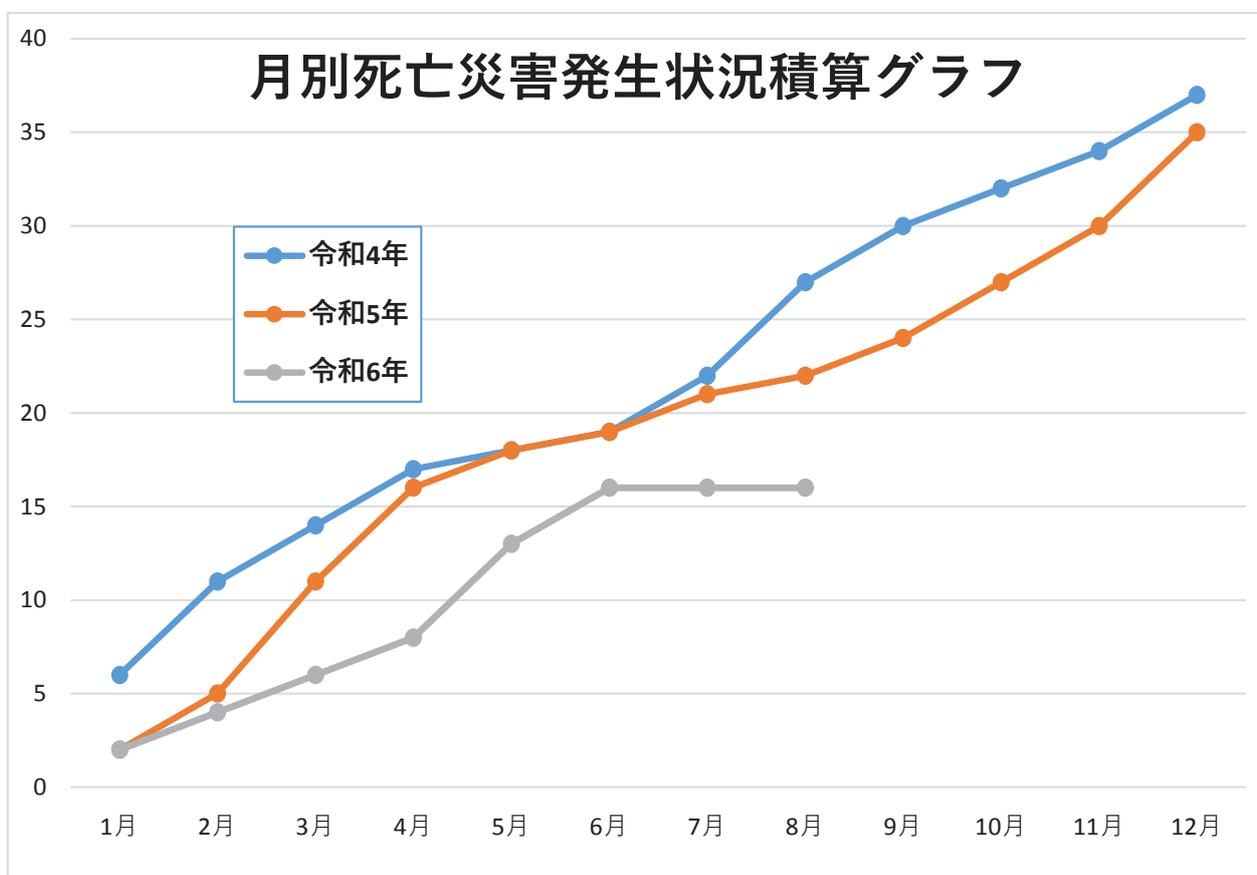
(SJ24-04607 2024.7.17)

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和6年8月2日現在の速報値)

令和6年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和6年(速報値)	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製 造 業 内 訳	製 造 業		4	5	8
	食 料 品 製 造 業				
	化 学 工 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			2	3
	金 属 製 品		1		
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1		
	そ の 他		2	3	5
建 設 業 内 訳	建 設 業		5	2 (1)	6 (1)
	土 木 工 事 業				
	建 築 工 事 業		4	2 (1)	6 (1)
	そ の 他		1		
陸 上 貨 物 輸 送 事 業		1	4	10 (3)	
商 業 内 訳	商 業		4 (3)	2 (1)	4 (2)
	卸 売 業			1	2
	小 売 業		2 (1)	1 (1)	2 (2)
	そ の 他		2 (2)		
清 掃 ・ と 畜 業		1	2	4	
上 記 以 外 の 事 業		1	2 (1)	3 (1)	
合 計		16 (3)	17 (3)	35 (7)	





着任のご挨拶

愛知労働局長

小林 洋子

この度、7月5日付けで愛知労働局長に着任いたしました小林です。

愛知県下の労働基準協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知の労働行政を取り巻く情勢ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、有効求人倍率は令和2年9月に1.02倍まで低下しましたが、令和3年以降は、基幹産業である製造業を中心に生産回復の動きがみられ、直近の令和6年6月では1.27倍まで回復するなど、経済活動が本格的に動き始めています。

社会全体のマインドも従業員の雇用維持から、人材育成やリスクリングによるスキルアップといった「人への投資」に向かう流れに変化してきており、構造的な賃上げの実現と人材活性化に向けた労働市場の強化を目指す必要があります。

このような情勢の中、本年度、愛知労働局では重点課題として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「リスクリング、労働移動の円滑化等の推進」及び「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」につきましては、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業に対し、業務改善助成金などの各種支援策の積極的な周知を行うとともに、雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するため、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図ってまいります。

「リスクリング、労働移動の円滑化等の推進」につきましては、政府全体として「リスクリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を進めており、人材育成の重要性は益々高まっています。愛知県下で実施する公的職業訓練については、デジタル分野を拡充することで企業のDX人材の育成支援を行うとともに、人材開発支援助成金を活用した人材育成の支援を行ってまいります。

「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」につきましては、女性活躍促進のための支援とともに、多様な働き方・休み方の導入支援、令和6年11月に新たに施行されるフリーランス法、令和7年4月以降、順次施行される育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知に努めてまいります。

「安全で健康に働くことができる環境づくり」につきましては、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底と、令和6年4月に、これまで適用が猶予されていた建設業、自動車運転者、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始されたことから、法の円滑な施行に向けて、これらの業種に対する周知・支援を図ってまいります。

また、安全衛生管理を事業運営と一体に管理する「安全経営あいち®」の理念の普及を図るため、「安全経営あいち賛同事業場制度」を運用し、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングを実現することとしています。

愛知労働局としましては、愛知県内における労働行政の推進に当たり、引き続き貴協会と連携を密にし、取組を進めて参りたいと考えておりますので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

第75回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され今年で75回を迎えます。本年度は、

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

をスローガンに掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和5年の愛知県内における休業4日以上業務上疾病の件数は、前年の464件から3.7%減少し447件となり、令和5年度の長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は、前年の46件から67.4%増加し、77件となったところです。

また、定期健康診断有所見率は、上昇傾向にあり、令和5年の有所見率は55.1%となり、労働者の半数を超える者が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

一方、令和5年10月の法改正により、石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査を行う者には資格等が必須となり、さらに化学物質規制の仕組みが、自律的管理を基軸とした化学物質管理へ転換されるなど、さまざまな制度見直しが行われたところです。

以上のような状況の下、愛知労働局では、令和5年度より令和9年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や、THP指針、メンタルヘルス指針等の健康保持増進措置について、相互連携して取り組みます。また、危険性・有害性が認められた化学物質や粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進します。これら働く方々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング(Well-Being)を実現することとしています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組などを再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会とされますようお願いいたします。

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。

このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。

こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。

このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。

これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。

また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。

このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。

この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。

その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物な

どの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してまず みんな笑顔の健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

推してまず みんな笑顔の健康職場

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスクエア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施

c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリー ガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用

e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施

h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

(a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

(b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施

(c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進

(d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進

b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認

c SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

d ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む

- 化学物質の取扱上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
 - b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
 - c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
 - a 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
 - b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
 - c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと
 - d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
 - a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
 - a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
 - b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
 - c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
 - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
 - e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (サ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
 - a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
 - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
 - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- イ 労働衛生3管理の推進等
 - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめ

- とした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
- ウ 作業の特性に応じた事項
 - (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
 - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
 - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
 - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 - (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
- オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

名古屋東労働基準監督署長

山本祥喜

「アフリカ大陸（南アフリカ・ザンビア・ジンバブエ）」

日本では7月から新紙幣が発行されましたが、新型コロナウイルス感染を機にキャッシュレス決済が普及し、労働基準法でもデジタル通貨による賃金支払が認められるようになりました。ジンバブエ・ドルは20年前に激しいインフレを起こした通貨で、以前は1000億ドルという紙幣が発行されていました。現在は金（ゴールド）を裏付けとした法定通貨があるようで、日常でも何らかのキャッシュレス手段が利用されていると思いますが、私が現地で両替した際には桁の多い紙幣が大量の札束で渡されました。

アフリカ旅行はパスポート以外にイエローカード（黄熱病の予防接種証明）が必要だったため、事前に検疫所でワクチン接種しました。ホテルは通常、ガイドブックを参考に直接飛び込みするか現地の空港カウンターで予約していますが、当時は南アフリカの旅行本が無く、情報を得る手段も無かったので、南アフリカのケープタウンやヨハネスブルグの街中にある旅行会社を訪れ、ゲストハウス（民宿）やサファリなど現地ツアーを予約しました。治安が良くない国ですが、昼間に大通りを歩くかぎり安全なように感じました。

マレーシアを経由して最初はケープタウンに行き、テーブルマウンテンの頂上まで登って雲海を眺めたり、アフリカ大陸の最先端である喜望峰などを巡りました。

翌日からはプロペラ機に乗り、サファリで有名なクルーガー国立公園を訪れました。動物が活動する朝と夕方に専用車に乗り、いざ「ビッグ5（ライオン、ゾウなど）」を探すため、日本の四国が収まる広大な敷地をドライブします。キリンや白いライオンが目の前に現れた時は興奮しますが、石窯で食事し、木の上にある部屋（ツリーハウス）で蚊帳を用いて就寝する旅路が良い思い出となります。ちなみに「サファリ」はスワヒリ語で「旅」を意味するようで、車で野生動物を見に行くことを「ゲームドライブ」、気球に乗ってサバンナを見渡すことを「バルーンサファリ」と現地で呼んでいました。

その後、南アフリカからザンビアへ行き、南隣のジンバブエとの国境に流れるザンベジ川をクルーズしながら、世界三大瀑布の一つであるビクトリアの滝を観光しました。徒歩で国境を超えてジンバブエ側から滝を眺める手段もあり、南米のイグアスの滝が幅2km以上と壮大であったのに対し、ビクトリアの滝は落差が100m以上と、まさに雷鳴の音が響きますが、昼夜とも虹が出現するため美しくもある風景です。

アフリカでは、ケタ違いな自然の大きさに驚かされた旅となりました。

「はい、こちら企業の労働110番です」。

過労死・過労自殺発生時の対応

(一社)名北労働基準協会 理事・事務局長
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長
石田和彦



まだ夏を感じる9月初旬の午後一番、特徴のある着信コールが鳴った。

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、あるビルメンテナンス業の専務取締役さんでした。

慌てた声で「今日の午前中に営業所の事務員がくも膜下出血で倒れ、救急車で病院に搬送されました。何とか一命をとり止めましたが、後遺症が残るようです。この場合、労災保険で給付を受けることができるのでしょうか。また、この後どのように対応をしたらよろしいでしょうか」とのご相談でした。

労災認定されるためには、業務遂行性と業務起因性が要求されますが、業務起因性については業務と傷病との間に相当因果関係が必要になります。とはいえ、相当因果関係の内容は抽象的なため、実務上、脳血管疾患及び虚血性心疾患等や心理的負荷による精神障害については認定基準が定められています。

過労死等の認定基準では、時間外労働が1カ月あたり100時間以上、又は2～6カ月の平均が80時間以上となれば、過労死との関連性が強いと評価されます。また、上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価され、労災認定リスクが高まります。

この認定基準によって労働基準監督署が調査を行い、客観的に証明できる資料（雇用契約書、就業規則、賃金台帳、出勤簿・タイムカード、健康診断結果等）に基づき、長時間労働があったかどうか等業務上外が認定されることについて、専務取締役さんにご説明しました。

一概に労災や過労死といってもその原因はさまざまなものがあるため、企業は、この原因を調査して明確にするとともに、適正な対応を行うべきです。

過労死等の防止策として、

- (1)労働時間（残業含む）を正確に把握する
- (2)長時間労働をしている労働者に、産業医や看護師、保健師などへの相談を促す
- (3)健康診断の実施、結果に問題がある場合は再検査を促す
- (4)ストレスチェックの実施
- (5)有給休暇の取得率を上げる
- (6)ハラスメント防止対策を実施する（外部相談窓口の活用）

等が挙げられます。

過労死や過労自殺は労災に認定される可能性が高く、また、それによって事業主はさまざまな企業責任（法的責任・賠償責任）を追及されるリスクがあります。

問題が大きくなる前に専門家に早め早めの相談をすることが大切です。



労働に関するご相談は、愛知県下各労働基準協会

【企業の労働110番】電話052—961—7110

をご利用ください。専門相談員が企業の立場でご相談に応じます。（県下労働基準協会未入会企業は、初回来館で相談可）

また、厚生労働省より「令和5年度の精神障害労災請求・支給決定件数」が発表され、ともに激増していることがわかりました。そこで愛知県下各労働基準協会では、令和6年9月9日に弁護士、医学博士、産業カウンセラー、労災保険の各分野の専門家から労働者の心を守る対策を聞き、精神不調を防ぐことを誓う「大事な社員の心を守る緊急大会」を急遽無料開催します。

お問い合わせ・お申し込みは、(一社)名北労働基準協会総合受付（電話952—961—1666）まで。

愛知県最低賃金が10月から 1,077円に改正予定

令和6年8月5日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額1,027円を50円引上げ、時間額1,077円（令和6年10月1日効力発生予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。



写真左側 中山会長、写真右側 小林局長

小林局長は、答申を受けて、「愛知県最低賃金については、10月1日発効に向けて、段取りを進めるとともに、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援のさらなる強化について、関係機関・自治体等とも緊密な連携を図りながら、もとより管下監督署、ハローワーク等を含めて、最大限の努力・取り組みを進めていきたい。」とコメントされました。

「令和5年度雇用均等基本調査」結果の公表について

○「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しています。令和5年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職等に占める女性割合や、育児休業制度の利用状況などについて、令和5年10月1日現在の状況を調査しました。概要は下記の通りです

1 管理職等に占める女性割合（企業調査）

管理職等に占める女性の割合は、長期的に上昇傾向

	部長相当職	課長相当職	係長相当職
令和3年度	7.8%	10.7%	18.8%
4年度	8.0%	11.6%	18.7%
5年度	7.9%	12.0%	19.5%

参考 政策目標（女性管理職割合）【第5次男女共同参画基本計画】

・令和7年 部長相当職12%、課長相当職18%、係長相当職30%

（指標：賃金構造基本統計調査結果）

・令和5年 部長相当職8.3%、課長相当職13.2%、係長相当職23.5%

※ 政府目標に対する指標としては賃金構造基本統計調査の結果を用いている。

2 育児休業取得者割合（事業所調査）

男性の育児休業取得者割合は、平成8年度の初回調査以来過去最高

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女性	85.1%	80.2%	84.1%
男性	13.97%	17.13%	30.1%

参考 政策目標（男性の育児休業取得率）【子ども未来戦略】

・2025（令和7）年 50% ・2030（令和12）年 85%

○詳細は厚生労働省ホームページの「令和5年度雇用均等基本調査」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r05.html>



名古屋東労働基準協会が 「安全経営あいち®賛同事業場」に登録

この度、当協会は愛知労働局が提唱する「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、賛同事業場として登録いたしました。

会員事業場各位も登録をご検討いただければ幸いです。

「安全経営あいち賛同事業場制度」とは（愛知労働局HPより）

<詳しくは「安全経営あいち」で検索願います。>

■経営者に必要な視点として、いわゆるPQCDSME（生産性Productivity、品質Quality、原価Cost、納期Delivery、安全Safety、士気Morale及び環境Environment）の7つがあり、これらはどれひとつも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。一方、安全と、生産性、品質、原価、納期等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解があります。

愛知労働局は、安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気及び環境と一体的かつ戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち®」を提唱します。「安全経営あいち賛同事業場制度」は、「安全経営あいち®」の普及促進を図るとともに、経営者がPQCDSMEを一体的に管理することの重要性を明確に認識し、事業場内の取り組みにリーダーシップを発揮することを促すため、愛知労働局が独自に推進するものです。

■所定の申請書に、事業場の代表者自らご署名いただき、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出していただきます。「安全経営あいち賛同事業場」として登録された事業場で、ご承諾いただける場合には、「賛同事業場一覧」にて事業場名等を公表いたします。



安全経営あいち®登録証

その質問：

「面接」で必要？

出身は
どこ？

親の
職業は？

何人
兄弟？



面接時の会話の中で、つい「**家族構成**」や「**親の職業**」などを聞いてしまいがちですが、それは不適切です。本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）を把握すること、身元調査などを実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

応募者に広く門戸を開き、本人の適性・能力に基づいた
公正な採用選考を行いましょ！



9月24日～30日は

結核・呼吸器感染症予防週間

結核は現代においても重大な感染症のひとつです。



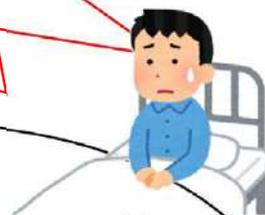
忙しい現役世代は、受診が遅れがち……

「ただの風邪」だと思っていたら、結核だったということも

結核！？入院！？

もっと早く受診しておけば

よかった……



2週間以上、せきやたん等の風邪に似た症状が続く場合、呼吸器を専門とする医療機関を受診しましょう。



名古屋市健康福祉局感染症対策課

☎052-972-2633

あなたのそのせき、本当にかぜですか？
もしかしたら、結核かもしれませぬ。

令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催

第2回講演テーマ「精神疾患を含む病者への配慮と休職の扱いについて」

愛知県下各労働基準協会は、「令和6年度 労働トラブル防止総合講座」を開催しています。今年度は、『労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について』を総括テーマに、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。

本講座は会場における対面受講のほか、インターネット受講に対応しています。インターネット受講では、各自ダウンロードした資料とともに当日の講演を撮影した映像で各自受講します。

さる8月5日に開催した第2回は「精神疾患を含む病者への配慮と休職の扱いについて」と題し、成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士 長谷川ふき子弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者などインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し名古屋西労働基準協会 鹿島篤専務理事が開会挨拶を行い、続いて長谷川弁護士より「休職とは」「休職制度設計上の留意点」「復職要件」等について、モデル就業規則、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインほか豊富な資料や裁判例とともに解説が行われました。

次回以降の予定は以下のとおりです。

■第3回■

令和6年10月1日

宮澤俊夫法律事務所 所長

宮澤俊夫弁護士

「解雇・雇止めをめぐるトラブルの防止について」



■第4回■

令和6年12月6日

那須・岩崎法律事務所

岩崎友就弁護士

「就業規則の遵守と懲戒処分について」

■第5回■

令和7年2月21日

庄司法律事務所 所長

庄司俊哉弁護士

「労働災害の防止と安全配慮義務について」

各回とも、会場は（一社）名北労働基準協会大会議室、午後1時半から4時半。会員6,900円、一般9,130円。対面受講が終了している回も受講可能です。

お問い合わせ・お申し込みは、実施機関（一社）名北労働基準協会 総合受付（電話052-961-1666）もしくはホームページをご覧ください。